

令和5年9月吉日

買受人各位

熊本県花き園芸農業協同組合
地方卸売市場 熊本花市場
登録事業者番号 T3330005000752

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より組合事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されます。
当組合では10月1日より次の各帳票をインボイスとする事と致しましたのでお知らせ致します。

卸売取引 → 御買上伝票（本伝）
購買品取引 → 領収書、請求書（旧送り状）、購入明細書（旧送り状）

<卸売市場での取引に関する注意事項>

卸売市場で売買される取引分に関しましては、セリ開催日に必ず発行する「御買上伝票（本伝）」をインボイスと致します。鉢物取引の際に発行する「積込表」や、週締めで発行する「請求書」、年始に発行する「仕入金額証明書」はインボイスとはなりませんのでご注意ください。

<資材店舗での取引に関する注意事項>

資材店舗で売買される取引分に関しましては、店頭での購入時点で発行する帳票（領収書等）をインボイスと致しますので、それ以外の各帳票はインボイスとはなりませんのでご注意ください。また、掛売で購入分を月末締めで発行している「請求明細書」については、令和5年10月分以降からは、新たに「合計計算書」を発行します。

<その他の注意事項>

仕入税額控除の適用を受けるには、原則として登録事業者である当組合から発行するインボイス（適格請求書）の保存が必要となりますのでお忘れなく保管ください。

※ 令和5年10月以降、紛失等による再発行の場合、発行枚数が10枚以上になる場合、10枚毎に110円の再発行手数料を頂戴致しますのでご了承ください。